

運動部活動における生徒の学習権に関する一考察
—教育条件としての指導体制に着目して—

筑波大学スポーツ政策学研究室

○平塚卓也 小田樹 前田正太

1.序

1.1 研究の動機

運動部活動は、学校教育の一環であり、スポーツの実践を通じた様々な効果が期待されている。また、平成 23 年度の文部科学白書によれば、運動部活動には、中学生の 64.1%、高校生の 42.1%が参加し、活発に行われている。しかしその一方で、運動部活動は、様々な課題を抱えている。特に、顧問からの体罰を背景とした生徒の自殺、教員の高齢化・多忙化による指導者不足、顧問教員の移動による休部などの問題が発生しており、運動部活動の指導体制に係る問題が近年指摘されている。

そもそも、部活動は生徒の自発的な活動として始まったが、現在では生徒の部活動に対する要求は高度で、多様なものとなっており、生徒の自発的な活動というだけの問題ではなくなっていると言えよう。生徒の自発的な運動部活動に対して、より積極的に教育行政側がどのような指導体制を整備するかを検討し、適切な教育制度を構築していく必要があると考える。

しかし、運動部活動における指導者は重要な教育を受けるための条件（教育条件）であると考えられるが、国や学校は、どこまで生徒の主体的な運動部活動に関与し、指導体制を整える必要があるのだろうか。本研究では、教育指導体制に基づき運動部活動を生徒が学習することを、生徒の教育を受ける権利（学習権）の視点から捉え、考察することを考えた。

1.2 用語の規定—学習権とは—

学習権とは、学習する権利であり、ユネスコ「学習権宣言」において「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である。」と規定されている。すなわち、学習権とは、人間の成長、発達にとって不可欠な権利であると言える。

1.3 研究の目的

本研究は、運動部活動における生徒の学習権の内容を考察し、その権利が現在の教育条件の中で、どの程度保障されているのかを考察することを研究の目的とした。なお、本研究で扱う「運動部活動における学習権の内容」とは、運動部活動において、生徒が学習することによって身に付ける能力のことである。また、この学習権の保障のための教育条件としては多様な条件が考えられることから、本研究では、まず、教職員、その他部活動に

関係する指導者などの指導体制に焦点を絞り主に考察することとした。

1.4 先行研究の検討

本研究に関連する研究としては、スポーツの学習権に関するものと、運動部活動に関するものが挙げられる。

スポーツの学習権に関する研究としては、辻田（1989）及び辻田（1992）のものがある。辻田は、体育・スポーツの学習権の内容を3つに整理し教科体育については検討しているが、運動部活動については検討していない。

運動部活動に関する研究としては、内海（1998）、西島（2006）、中澤（2014）など多様にある。特に、運動部活動の指導体制に関する研究としては、中澤ら（2007）、森田（2011）などが挙げられる。これらの研究でも、学習権の視点を交えた考察をしているものはない。

1.5 研究の課題

本研究は、第1に、運動部活動の実態や指導体制の現状について、基礎的な文献、調査統計データなどに基づき、現状を把握する。

第2に、本研究は、学習権等に関連する諸説を参考にしながら、運動部活動における学習権の内容を考察する。

第3に、現在の運動部活動における教育条件（指導体制）の現状を踏まえて、生徒の学習権がどの程度保障されているのかを考察する。

第4に、運動部活動の教育条件と生徒の学習権の保障の現状に対して、生徒の学習権が今後どのように保障されるべきかについて、必要な施策や制度改革に関する政策を提言する。特に、文部科学省が示した「運動部活動での指導のガイドライン」（2013）などとの関係を考察しながら政策提言を行うこととした。

2. 本論

2.1 運動部活動における指導体制の現状

運動部活動は、中高生の半数程度が参加しており、活発に行われているが、様々な課題がある。例えば、生徒数の減少や、指導者不足、体罰、単独校でチーム編成できない、顧問の移動による休部などの指導体制に関する諸課題が挙げられる。こうした中で、管理顧問という形態や、外部指導者の活用、複数校合同運動部活動、総合運動部活動などの可能性が検討されるとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携や移行も検討されている。また、学校関係者全体や保護者等との連携が求められている。

実際の運動部活動の指導は、主に顧問の教員や外部指導者等が行っている。しかし、教員は、専門的な指導力の不足が指摘されており^{注1}、外部指導者は、学校教育に対する理解不足が指摘されている^{注2}。また、指導体制の整備は種目によってのばらつきが生じている^{注3}。

以上のような、運動部活動における指導体制その他の現状を踏まえると、学校教育の一環として位置づけられ、その意義が認められている運動部活動の教育条件は十分に整って

いないと言えるだろう。

2.2 運動部活動における学習権の内容

文部科学省のガイドラインにもあるように、運動部活動とは、スポーツの技能を向上させるだけでなく、総合的な学習の機会を通して生徒の生きる力を育むものと考えられる。また、運動部活動とは、生徒の全人的な発達の権利として宣言され認められてきた学習権の保障の対象としてもその権利性を見いだせると考えられる。

しかし、運動部活動における、スポーツの技能の習得は、各スポーツ種目の専門的指導力を有する者による適切な指導（専門的指導）によってもたらされる学習の機会が必要となる一方で、生きる力の習得など人格的教育的な学習の機会は、顧問の教員のような教育的な指導力を有する者による適切な教育指導によって学習の機会がもたらされると考えられる。さらに、運動部活動は、もともと生徒の自主的主体的な活動としても位置づくものであり、運動部活動においては生徒の自発的で自主的な学習の機会も確保される、生徒の学習に対する意欲（生徒の意欲）や主体性が重要であると考えられる。

このように考えると、運動部活動を学習する権利とは、生徒の主体的な学習、スポーツの専門的指導、人格的教育的指導の3つの要素を中心にして、それらすべてが複合することによって初めて保障されるものであると考える。また、この3つの要素は相互に影響し合い、生徒の全人的な発達に効果を発揮するものと考えられ、この3つのどれか一つでも不足していたり、過剰となりバランスが欠けていたりすると、運動部活動において生徒がスポーツを通じて学習する環境は整わないと考える。

2.3 運動部活動における生徒の学習権保障の現状と課題

学校教育は、教育課程と運動部活動のような教育課程外の活動で構成されており、教育課程に対する学習は、まず保障されるべきであり、教育課程外の運動部活動がその権利を侵害してはならないと考えられる。しかし、運動部活動も全人的な発達に有用であり、その学習が保障されるべきものであると言える。

特に、子どもから青少年の時期は、学校教育を受けることが義務づけられ、多くの児童・生徒が学校において多くの時間を過ごしことから、スポーツを学習する機会は、まず学校において保障されるべきであると考えられる。

また、学習権を保障するとは、学習の質を保障することであり^{注4}、運動部活動の学習においては、3つの要素のそれぞれの質をバランスよく一体として保障することであると言える。

しかし、現状として運動部活動の指導体制は十分に整っているとは言えず、この3つのうち2つに対して十分に質が保障されているとは言えない状況が生じていると考える。このような現状では、生徒の学習権は十分に保障されていると考えることはできない。

4. 結論

4.1 政策提言

文部科学省においても、「運動部活動での指導のガイドライン」の作成や、「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」の実施などを行っており、運動部活動における指導体制の改善を進めている。

「運動部活動での指導のガイドライン」の中では、「運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる 7 つの事項」が示されており、求められる指導体制というものはすでに示されていると考えられる。例えば、運動部活動の運営を学校組織全体で計画することや、外部指導者の導入によって指導体制を整えること、外部指導者に学校教育への理解を求めていること、指導者に適切な指導を求めていることが挙げられる^{注5}。

しかし、このガイドラインのように、個別の提言を羅列し改善を図ろうとするだけでは、自室的な学習権はいつまでたっても保障されない現状が続くのではないか。特に、運動部活動において生徒の主体的学習、スポーツの専門的指導学習、人格的教育的指導学習の 3 つの学習を一体として学ぶためには、さらに以下のような制度改革を行う必要があると考える。

- (1) 運動部活動三要素中心総合診断モデルの構築
- (2) 診断後、選択的バランス改善スキームチャートの構築
- (3) 三角型統合連携診断モデルの構築

*以上 3 点の詳細な説明は、字数の都合により発表時に行うこととする

4.1 今後の展望と課題

運動部活動は様々な課題を抱えている活動であり、地域への移行等も検討されているが、運動部活動は、総合的な学習場であり、単にスポーツだけを学ぶ場ではないと考える。今後、運動部活動はどのような形へと変化していくかはわからないが、単なるスポーツ活動ではないという運動部活動の独自性を保っていく必要があると考える。

本研究では、文献を検討することを研究の方法としたが、今後は、実際の現場に足を運び、その実態を見ることを課題としたい。

注

- 1 公団法人日本体育協会指導者育成専門委員会 (2014) 学校運動部活動指導者の実態に関する調査報益財報告書, pp6-7
- 2 森田啓之 (2011) 運動部活動における「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の作成, SSF スポーツ政策研究 第 1 巻 1 号, p263
- 3 公団法人日本体育協会指導者育成専門委員会 (2014) 前掲, pp8-9
- 4 日本教育法学会編 (1981) 教育権と学習権 pp36-55
- 5 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議 (2013) 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～, p8-16